

## 「＜ナント＞純金積立プラン」契約規定

### 第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

このナント純金積立プランは、第17条第1項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第1項第1号から第3号の一にでも該当する場合には、当行はこのナント純金積立プランの申込をおことわりするものとします。

### 第2条（ナント純金積立プランの目的）

ナント純金積立プラン契約（以下「本契約」という。）は、お客様の委託により毎営業日（業務委託先の休業日を除く）の当行店頭販売価格にて金地金（純度 99.99%のもの。以下同じ。）を一定金額ずつ1年間（但し、お申し出のない限り第4条により自動的に継続）にわたって購入しつづけ、お客様の購入された金地金をお客様のご指示によって保管、ご返却、ご売却を行う制度です。本規定は、お客様がこの制度を利用して当行と取引される場合の手続きおよび契約等の内容を規定するものです。

なお、当行は金地金の購入保管等を三菱マテリアル㈱に委託します。

### 第3条（本契約の申込みと成立）

1. 本契約のお申込みは、お客様が当行に対し記名・押印した当行所定のナント純金積立プラン申込書（以下申込書という。）を差入れて下さい。お申込みは、毎月末日（当日が休業日の場合は前営業日）に締め切り、第6条、第7条に従って翌々々月1日より買付けを開始します。申込書の受領後、申込み確認書をお客様に送付します。
2. 本契約の年間手数料は、当行所定の料率とし、1年分を前払いするものとします。
3. 本契約は当行が第1項に定める申込書を受領し、かつ初回の購入代金および手数料を第6条に定める方法によりお支払いいただく初回引落指定日をもって成立したものとします。
4. 申込書受領後、初回購入代金および手数料金額が初回引落指定日を含めて第3回引落日までにお支払いいただけない場合には、お申込みがなくなったものとして取扱います。

### 第4条（購入期間・自動更新）

1. お客様が本契約に基づき購入する期間（以下、購入期間という。）は、本契約が成立した翌日より1年間とします。但し、お客様より購入期間満了月の前々々月末日（休日の場合は前営業日）までに本契約解約の申し出が当行所定の解約申込書によりなされない場合は、本契約は同内容にて更に1年間自動的に延長される（以下、自動更新という。）ものとし、次年以降も同様とします。
2. なお、継続時の規定が本規定と異なる時には継続時の規定が適用されるものとします。

### 第5条（契約の終了）

お客様より購入期間満了月の前々々月末日（当日が休業日の場合は前営業日）までに当行所定の解約申込書に届出の印章により記名・押印して当初の申込書に指定された預金口座店（以下、取扱店という。）に提出いただくことにより、本契約は終了します。

### 第6条（購入代金・購入委託手数料・年間手数料および支払方法）

1. 購入代金は、月額3,000円からお客様の希望により1,000円単位でご指定された一定金額とします。
2. 購入代金および購入委託手数料は毎月12日（当日が休業日の場合は翌営業日）に申込書に指定された預金口座（以下、指定口座という。）より口座振替にて自動引落しさせていただきます。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出、または預金通帳および同払戻請求書の提出は必要ありません。
3. 本契約ご契約者は当行所定の年間手数料を初回に購入代金および購入委託手数料とともに指定口座よりお支払いいただきます。第4条に従って、次年以降も自動更新後の初回の購入代金・購入委託手数料とともに第2項と同様な方法によりお支払いいただきます。
4. 購入代金の預り金に対する利息はつきません。
5. 中途解約、契約解除、不可抗力により契約が終了した場合、年間手数料は返却いたしません。
6. 指定預金口座の残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）が振替指定日において引落し金額に満たない場合は、引落しおよびこれに伴う第7条の取扱いはいたしません。

### 第7条（購入方法および所有権の移転）

1. 当行は、本契約が成立した月よりお客様の申込金額に応じて、購入代金引落日の属する月の翌月の毎営業日（業務委託先の休業日を除く、以下同様）、一定金額ずつ当行店頭販売価格（当日の初回発表価格）にて金地金を購入し続け、購入期間満了日まで継続するものとします。第14条に定める以外は購入期間内の購入停止はできません。なお、毎日の購入金額は、1ヶ月当たりの購入代金を各月の当行購入日数で割った金額（g単位の小数点第5位までとし、以下は切上げる。）とし、端数は各月の購入第1日目で調整します。
2. 当行は、当行が第1項に基づき購入した金地金の購入内容を「残高報告書」に記載して年2回（3月および9月末日の残高）お客様にご送付いたします。
3. 金地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。

### 第8条（増額月プラス積立）

お客様は、積立期間中に、毎月の定額積立の他に増額月プラス積立サービスを受けることができるものとします。この増額月プラス積立については、別途当行が定めるところとします。

### 第9条（保護預り）

1. 当行は、この契約に基づいて購入した金地金をお客様がご売却もしくはお引取りされるまで、善良なる管理者の注意をもって混蔵寄託の方法により保管・管理するものとします。
2. 当行は前項の金地金につき当行の名義で当行が相当と認める第三者に保管の再寄託ができるものとします。

### 第10条（郵送による金地金の引き渡し）

1. お客様は、当行所定の引き渡し申込書にて申し込まれることにより、郵送によって積立金地金のお引き渡しを受けることができます。この場合、当行は、当該申込書を当行が受理した日の前日までに購入された金地金の積立高の中からご依頼分について、引き渡し申込書受理日から10日程度で、お客様のお届けご住所宛に郵送いたします。この場合の送料2,000円（保険料、消費税別）はお客様ののご負担とし、お客様の指定口座より別途引き落しさせていただきます。なお、積立金地金のうち5g未満につきましては、ご売却のご依頼があるまで、引き続き当行におけるお客様の預かり口座にてお預かりいたします。
2. 当行の金地金には、1kg、500g、100g、20g、10g、5gの6種類があります。当行がお客様にお引き渡しする金地金は、この6種類のなかから、大きい順の組み合わせとなりますが、500g未満の金地金のお引き出しの場合は、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
3. 金地金をお引き取り後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の危険は、お客様の責任とします。
4. お客様の金地金のお引き取りがない場合は、お引き渡し金地金は郵便局または運送業者から当行へ返送されます。この場合、当行では当該金地金を保管し、お客様の申し出があり次第、再度代金引換郵便（保険料、送料等の実費はお客様負担）により、お引き渡し金地金を送付します。お客様は、当行所定の保険料、送料等を郵便物と引換にお支払いください。
5. 継続中止、解約申込の場合は代金引換郵便（保険料、送料等の実費はお客様負担）によりお引き渡し金地金を送付します。お客様は当行所定の保険料、送料等を郵便物と引換にお支払いください。

### 第11条（金地金のご売却）

1. お客様は、ご希望の日（業務委託先の休業日を除く）に、前日までの積立金地金（全部または一部）をご売却することができます。この場合、ご売却の価格は、当日の当行店頭買取価格（当日の午後3時までに価格が変更された場合は当日の最終価格）となります。
2. ご売却代金につきましては、当行所定の日をもって、お客様の指定口座にお振り込みいたします。

### 第12条（金地金等の等価交換）

1. お客様は、前日までに購入された積立金地金（全部または一部）と、当行指定の金貨との等価交換を行うことができます。
2. 等価交換できる金貨の種類および等価交換方法は、当行が別途定めるところによるものとします。

### 第13条（期間満了）

1. お客様より期間満了月の前々々月末日までに、本件委託契約の継続中止の申し出が所定の申込書により当行になされた場合は、本件委託契約は期間満了により終了いたします。この場合、当行は、期間満了月の翌月上旬に積立金地金（5g未満を除く）を、第10条第1項から第5項に準じてお引き渡しいたします。

2. 積立金地金のうち5g未満につきましては、期間満了日の翌営業日（業務委託先の休業日を除く）の当行店頭買取価格（当日の午後3時までに価格が変更された場合は、当日の最終価格）にて買い取らせていただきます。

3. ただし、期間満了をもって、お客様が積立金地金の全量をご売却なさりたい場合には、期間満了月の前々々月末日までに、当行所定の申込書によりお申し込みください。買取価格については第2項に準じます。また、ご売却代金のお支払いにつきましては第11条に準じます。

### 第14条（中途解約）

1. お客様は、ナント純金積立プランを解約することができます。
2. 当行は、毎月末日までに解約する旨の通知を、当行所定の書面にいただいた場合は積立完了月の翌月上旬に積立金地金の全量（5g未満を除く）をお引き渡しいたします。なお、お引き渡しは、第10条第1項から第5項に準じます。
3. 積立金地金のうち5g未満につきましては、第13条第2項に準じます。
4. ただし、お客様が積立金地金の全量をご売却なさりたい場合には、解約月の前々々月末日までに、当行所定の申込書によりお申し込みください。買取価格については第13条第2項に、ご売却代金のお支払いについては第11条に、それぞれ準じます。

### 第15条（購入金額の変更）

1. お客様が購入金額の変更を希望する場合は、当行所定の変更届に届出の印章により記名・押印して取扱店にお届けください。
2. 申込みは毎月末日（当日が休業日の場合は前営業日）に締め切り、引落し金額は翌々々月より、金地金の購入は翌々々月より変更いたします。

### 第16条（届出事項の変更）

1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更のあったときは、直ちに当行所定の変更届によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または、送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第17条（契約解除）

1. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、当行は本契約を解除することができるものとします。
  - (1) お申込時に虚偽の申告をした場合
  - (2) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (3) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 虚説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (4) 本契約のいずれかに違反した場合

- ⑤ 購入期間満了後3ヶ月以内に購入代金、購入委託手数料および年間手数料をお支払いいただけない場合
2. 前項に該当する場合は、当行所定の日に当日の当行店頭買取価格にて換金し、代金は指定口座に入金します。

### 第18条（譲渡禁止）

お客様は当行の承諾なくして、お預かり金地金あるいはお預かり金地金の返却請求権を他の第三者に譲渡したりまたは担保に供したりすることはできません。万一、譲渡したり担保に供したために生じたトラブルについては、当行は一切責任を負いません。

### 第19条（印鑑照合等）

解約申込書、変更届その他の書類に使用された印影を申込書届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第20条（合意管轄）

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店を管轄とする裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

### 第21条（不可抗力）

法令の改廃および戦争・暴動等の不可抗力によりこの契約の継続ができない事由が発生したと当行が認める場合には、当行はこの契約にもとづく取引を中止することができるものとします。

以上